幼保一体化の目的について(案)

平成22年11月4日 基本制度ワーキングチーム(第3回)資料1

本資料は、平成22年11月1日に行われた、幼保一体化ワーキング チーム(第2回)資料1より抜粋したものである。

平成22年11月1日及び16日の幼保一体化ワーキングチーム(第2、3回)の議論を受けて修正を加えている。

目次

- 1.これまでの経緯
- 2. 幼保一体化を含む新たな次世代育 成支援対策のための包括的·一元 的な制度の構築
- 3. 幼保一体化の目的

1.これまでの経緯

これまで、幼児教育や保育の在り方等については、 幼児教育の振興、 認定こども園の創設及び改革、 次世代育成支援改革、という三つの大きな流れで検討が進められてきた。

幼児教育の振興

(ア)中央教育審議会答申(平成17年1月)(抄)

幼児教育は、保育所等で行われる 教育も含む幼児が生活するすべて の場において行われる教育 家庭・地域社会・幼稚園等施設 の三者による総合的な幼児教育 の推進

発達や学びの連続性を踏まえた 幼児教育の充実 (幼小の連携・ 接続)

(イ)教育基本法の改正(平成18年12月)、学校教育法の改正(平成19年6月)及び幼稚園教育要領の改訂(平成20年3月)

教育基本法の改正

(平成18年12月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定
- (保育所等における教育を含む)
- ・幼稚園から大学までの体系的な教育の組織 的な提供

学校教育法の改正

(平成19年6月)

- ・子どもが最初に入学する学校として、幼稚園を 最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培 うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

幼稚園教育要領の改訂

(平成20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、連携・支援 (保育所保育指針も幼稚園教育要領と整 合性を図り、改訂)

認定こども園制度の創設及び改革

(ア)中央教育審議会幼児教育部会・社会保障審議会児童部会合同検討会議報告(抄)

- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・総合施設については、親の就労の有無・形態等で区別するのではな〈、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促す機能を備えることを基本とする。

(イ)認定こども園制度の創設

・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

(ウ)認定こども園制度の改革(認定こども園制度の在り方に関する検討会報告(平成21年3月))(抄)

・財政支援の充実及び二重行政の解消、保育制度改革の方向を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進

次世代育成支援改革

(ア)社会保障審議会少子化対策特別部会(設置:平成19年12月~)による「第一次報告」(平成21年2月)(抄)

・質の確保された保育所のスピード感ある拡充が図られるよう、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所の判断は、最低基準により客観的に行われる仕組みとする。このため、客観的基準(最低基準)による指定制を基本としつつ、検討する。

(イ)社会保障審議会少子化対策特別部会による「これまでの議論の整理」(平成21年12月)(抄)

·育児休業~保育~放課後対策への切れ目ないサービス保障、すべての子育て家庭への支援、利用者(子ども)中心、 潜在需要の顕在化及び量的拡大

2. 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援対策のための包括的・一元的な制度の構築

以上のように、幼児教育や保育の在り方等については、 幼児教育の振興、 認定こども園の創設及び改革、 次世代育成支援改革、という大きな3つの流れで検討が進められてきた。

その後、「子ども・子育てビジョン」などに基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援対策のための包括的・一元的制度を目指す議論となり、本年6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。

これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16~ 17年度

平成18~20年度

平成21年度

中央教育審議会 答申

(平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で 行われる教育も含む幼児 が生活するすべての場に おいて行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園 等施設の三者による総合 的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を 踏まえた幼児教育の充実 (幼小の連携・接続)

中央教育審議会 幼児教育部会と 社会保障審議会 児童部会の合同 の検討会議 (平成16年12月)

- ・幼児教育の観点と 次世代育成支援の観点 から検討
- 親の就労事情等にかかわ らず、幼児教育・保育の 機会を提供することが 基本
- ・加えて、子育て家庭への 相談、助言、支援や、 親子の交流の場を提供 することが重要

教育基本法の改正 (平成18年12月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯・子どもが最初に入学する における人格形成の基礎を 培う重要なものであること を新たに規定 (保育所等における教育を含む)
- ・幼稚園から大学までの体系 的・組織的教育の確保

学校教育法の改正 (平成19年6月)

- 学校として、幼稚園を最 初に規定 ・幼稚園は義務教育及びその
- であることを明確化 ・家庭及び地域の幼児教育

支援に関する規定を新設

幼稚園教育要領の改訂 (平成20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育 との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、 連携・支援
- 後の教育の基礎を培うもの (保育所保育指針も幼稚園 教育要領と整合性を図り、 改訂)

認定こども園 制度の創設

(平成18年10月)

親の就労にかかわらず、 すべての子どもに質の高い 幼児教育、保育、子育で 支援を総合的に提供

認定こども園制度の 在り方に関する検討会 (平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、 今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に 検討を行う旨が規定されている が、保育制度改革に係る検討に あわせて必要な見直しを実施

社会保障審議会 少子化対策特別 部会の設置

(平成19年12月~)

第1次報告

(平成21年2月)

・保育制度改革

・財源・費用負担

- ・情報公表・評価の什組み

・すべての子育て家庭に 対する支援

これまでの議論の整理

(平成21年12月)

- ・ 育児休業 ~ 保育 ~ 放課後対策へ の切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者(子ども)中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応 ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

子ども・子育てビジョン (平成22年1月)

・保育所の待機児童を一刻も 早く解消するため、既存の 社会資源を最大限に有効活 用することなどにより、サ ービスを拡充するとともに、 すべての子どもがどこに 生まれても質の確保された 幼児教育や保育が受けられ るよう、幼児教育、保育の 総合的な提供(幼保一体化) を含めて、子どもや子育て 家庭の視点に立った制度 改革を進めます。

子ども・子育て新システ ムの基本制度案要綱 (平成22年6月)

- ・幼稚園・保育所・認定こど も園の垣根を取り払い新た な指針に基づき、幼児教育 と保育をともに提供するこ ども園(仮称)に一体化。
- ・こども園(仮称)につい ては、「幼保一体給付(仮称)」の対象。
- ・幼稚園教育要領と保育所保 育指針を統合し、新たな指 針(こども指針(仮称)) を創設。
- ・資格の共通化を始めとした 機能の一体化を推進。
- 多様な事業主体の参入。

幼児教育

の振興

3. 幼保一体化の目的

このように、これまでの幼保一体化の取組については、

仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、<u>幼稚園・保育所を問わず、希望する全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点</u>、

<u>仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点</u>、

家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、 家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、<u>希望する全ての子ども及び子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点</u>、

という3つの視点がある。

以上を踏まえれば、今回の幼保一体化の目的については、次のように考えることができるのではないか。

世界に誇る質の高い幼児教育・保育を希望する全ての子に

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設において支援を受けられるように

男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様なニーズに対応する保育の量的拡大を図るために